

# 第3回第三者検討会 資料2

令和8年（2026年）1月26日(月)

## 扶養手当・住居手当・通勤手当の返納状況について

### 1 返納の内訳

年度	扶養手当		住居手当		通勤手当		合計	
	人数	金額（円）	人数	金額（円）	人数	金額（円）	人数	金額（円）
平成30年度	23	2,461,128	6	219,391	27	797,250	56	3,477,769
令和元年度	16	1,479,200	3	132,000	19	1,059,515	38	2,670,715
令和2年度	41	2,132,994	9	822,274	23	594,750	73	3,550,018
令和3年度	24	1,073,000	4	330,000	15	731,929	43	2,134,929
令和4年度	27	1,963,782	4	572,856	15	909,437	46	3,446,075
令和5年度	53	3,931,400	6	2,076,409	30	2,252,669	89	8,260,478
令和6年度	39	3,029,289	3	150,000	40	2,442,910	82	5,622,199
令和7年度	31	4,097,575	2	71,086	18	815,656	51	4,984,317
合計	254	20,168,368	37	4,374,016	187	9,604,116	478	34,146,500

※人数はのべ人数。

※令和6年度の通勤手当は、令和7年10月23日付の懲戒処分等の対象分を除く。

### 2 返納に至った経緯

扶養手当については約80%、住居手当については約70%、通勤手当については約90%が、職員自身が受給と実態が合っていない事に気づき、自主的に返納した。

自主的に返納したもの以外については、転居等や共済組合の手続の中で、総務部労務課等（扶養・住居手当は実態調査も含む）からの指摘により返納に至った。

### 3 返納期間

扶養手当は、5年以上は5人で、最長7年7月。1年未満が約8割。

住居手当は、5年以上は1人で、最長6年7月。1年未満が約8割。

通勤手当は、5年以上は1人で、最長9年。一部確認中。

### 4 返納に至った状況等（扶養手当・住居手当）

#### （1）扶養手当

- ・被扶養者の収入の超過による要件の喪失により返納（約40%）
- ・被扶養者の就職や死亡等による要件の喪失により返納（約40%）
- ・夫婦で扶養している場合で、夫婦間の収入の逆転による要件の喪失により返納  
（約15%）
- ・被扶養者の収入は将来見込みにより申請し、収入超過が見込まれた場合には喪失手続きを行う。そのため、被扶養者の源泉徴収票を確認して収入超過が発覚した場合には、遡って返納することになる。

#### （2）住居手当

- ・住宅の購入及び実家へ転居による要件（借家、借間）の喪失により返納（約60%）
- ・婚姻等により借主（賃貸借契約の契約者及び世帯主）の変更による要件の喪失により返納（約20%）
- ・その他、世帯主でない場合で、夫婦間等の収入の逆転により資格を喪失したものなど。

### 5 今後の対応

令和8年2月中旬までに懲戒処分等を行う。